

相続登記 放っておいて大丈夫？



「ホウリス君」

相続登記 講演会&無料相談会

講演会

「未来につなぐ相続登記」講師：中川善博（宮崎地方法務局統括登記官）

①午前の部 10:00～11:00

②午後の部 13:00～14:00

※参加費は無料ですが、会場の都合上、いずれも定員を先着50名とさせていただきます。

相談会

無料相談会

受付 10:00～15:30

相談 10:30～16:00

相談員：宮崎県司法書士会所属の司法書士

※相談時間は、お一人様30分以内、相談者多数の場合お待ちいただくこともございます。

平成29年7月23日 日

10:00～16:00

会場

ひまわり荘（1階 霧島の間、尾鈴の間）

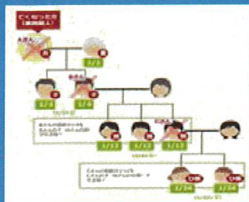
宮崎市瀬頭2丁目4番5号（裏面案内図参照）

0985-24-5285

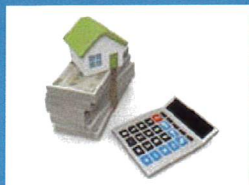
法務省ホームページ「未来につなぐ相続登記」http://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00207.html
司法書士アクセスブック「よくわかる相続」 日本司法書士会連合会のホームページからダウンロードできます。

主催 宮崎地方法務局 & 宮崎県司法書士会

◎ 相続登記を放っておくと発生する様々な問題



相続人が死亡して、数次にわたって相続が発生すると相続人の数が増えるため、相続人間の遺産分割協議に相当の手間と時間が掛かる。また、登記手続に掛かる費用も高くなる。



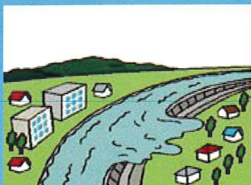
土地や建物の不動産を売却したり、住宅ローンの担保に提供できない。



相続人の人間関係が悪化して相続登記に協力してくれなくなった。



相続人の誰かが認知症となり、遺産分割協議のために家庭裁判所で成年後見人や特別代理人を選任しなければならなくなった。



まちづくりのために県や市町村が事業用地を取得する際に、土地の所有者の相続人の特定ができず、必要な公共事業を行うことができない。



(宮崎駅より徒歩約850m 空港よりタクシー約20分)

お問い合わせ先

0985-22-5124
0985-28-8538

宮崎地方法務局総務課
宮崎県司法書士会